

# 入札説明書

令和7年2月21日

香川県知事 池田 豊人

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、香川県会計規則（昭和39年規則第19号。以下「規則」という。）、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県が発注する物品調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

## 1 入札に付する事項

### (1) 購入物品名及び数量等

#### コピー用紙（PPC用紙）

※入札区分は、下記のとおり4区分です。任意の入札区分のみの参加でも構いません。

入札区分		購入見込数量（A4換算）	備考
1	香川県本庁調達分	44,500冊（8,900箱）	※1箱とは、1冊500枚入を5冊梱包した、用紙2,500枚を指す。
2	香川県出先機関 （高松北・南地区）調達分	21,500冊（4,300箱）	
3	香川県出先機関（東讃地区）調達分	9,000冊（1,800箱）	
4	香川県出先機関（中・西讃地区）調達分	25,000冊（5,000箱）	

### (2) 購入物品の要求諸元、納入場所及び納入期限等

令和7年度コピー用紙仕様書のとおり

### (3) 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

### (4) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（円単位で記載することとし、円未満の端数は記載しないこと。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（小数点以下第2位までの金額（小数点以下第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。））をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 契約書作成の要否

- (1) 要します(契約書は、原則として香川県で準備します。)

## 3 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約(契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

## 4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

入札公告に記載のとおりです。

## 5 契約の内容に関する質問の受付

入札公告に記載のとおりです。

## 6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札を行う日時及び場所  
入札公告に記載のとおりです。
- (2) 電子入札運用基準に基づき入札及び開札を行います。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

- ① 当該入札に参加される方は、下記(3)により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、年間購入予定数量(下記のとおり。)に契約しようとする単価を乗じて得た額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の入札保証金を納付してください。

### 【各入札区分ごとの年間購入予定数量】

入札区分1	A4版換算 44,500冊 [1冊=500枚] とする。
入札区分2	A4版換算 21,500冊 [1冊=500枚] とする。
入札区分3	A4版換算 9,000冊 [1冊=500枚] とする。
入札区分4	A4版換算 25,000冊 [1冊=500枚] とする。

- ② 開札期日の前日までに納付される方

ア 現金で納付される方は、納付書をお渡ししますので入札公告4に示した場所に申し出てください(納付書により県の指定金融機関で納付してください。)

イ 入札保証金に代わる担保として、規則第 150 条に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書(規則第 71 号様式)に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付してください。(※規則第 150 条第 1 項第 1 号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の 100 分の 80 に相当する金額となりますので御注意ください。)

③ 開札当日に納付される方

入札保証金等納付書(規則第 66 号様式)に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。

④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。

⑤ 入札保証金等の還付

ア 開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付します。

イ 開札前日までに納付された方は、開札終了後に現金の還付請求書(様式自由)又は保管有価証券還付請求書(規則第 72 号様式)を提出していただき、後日還付します(還付日は、還付手続終了後に改めて御連絡します。)

ウ 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。

⑥ 代理人が入札保証金の納付又は還付請求を行い、又は入札保証金の還付を受けるときは、委任状を添えて手続を行ってください。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続に必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、ホームページに登載していますので御活用ください。

(2) 契約保証金

① 落札された方は、下記(3)により減免をされた場合を除き、年間購入予定数量(7(1)①記載のとおり。)に契約単価を乗じて得た額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付してください。

② 保証金に代わる担保として、規則第 150 条に掲げる有価証券等で納付することができます。

③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規則第 152 条に該当する場合は、減免することができますので、減免を希望される方は、入札公告で指定した場所に指定した日時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を提出してください。

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた方。なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する者で、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と過去において当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行された方

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付してください。

- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でも構いません。

(※減免申請書の様式は、ホームページに登載していますので御活用ください。)

- ② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方。

## 8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている者。
- (3) (2) の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (6) 応札しようとする物品が、入札説明書及びコピー用紙仕様書に示す特質等を有することを示すコピー用紙仕様証明書及び製紙会社の発行する品質証明書を、入札公告で指定した場所に指定した日時までに提出した者

## 9 入札者等に求められる事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、前記 8 の(6)に規定するコピー用紙仕様証明書及び品質証明書を令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 3 時までに、下記に提出してください。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行ってください。

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県総務部総務事務集中課 文書グループ

電話番号 087-832-3056

- (2) 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた事業者（従業員等を含む。）は、香川県から提供を受けた文書、図面、データ等全て（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下「県提示資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、県提示資料を本件の入札及び契約手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはなりません。

## 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- (1) 上記8に掲げる「入札者の参加資格」のない方がした入札。
- (2) 入札者が連合して入札したと認められる場合。
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合。
- (4) 入札者が同一の入札について2以上の入札をした場合。
- (5) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合(免除された場合を除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、説明書等で指示した条件又は契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合。

## 11 落札者の決定方法

入札公告に記載のとおりです。

## 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

入札公告に記載のとおりです。

## 13 契約履行の確認及び支払

- (1) 本件入札に係る契約の履行については、納入の都度、検収を受けてください。
- (2) 香川県が行う検収に合格した後、各納入月1か月分の納入数量に基づいた請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に請求額を振り込みます。  
なお、香川県が指定した期間内に納入を完了することができなかった場合は、遅延損害金(履行遅滞部分に相当する納入品の代金に対して当該納入期限が経過した日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率の割合を乗じて計算した額)を徴収する場合がありますので、ご注意ください。

## 14 その他

- (1) この入札は、当該契約に係る予算が議会で可決され、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずるものとします。
- (2) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。
- (3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合があります。

「入札保証金等納付書」など、各種様式については、

[香川県のホームページ] - [県内・総合情報を見る] - [目的から探す 組織部署] - [総務事務集中課]  
- [香川県物品調達情報] - [各種様式集]

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/soumujimu/choutatu/kakusyu.html>) からダウンロードできます。